第17号様式（第15条関係）

退園（継続通園）届

令和　　年　　月　　日

練馬区教育委員会教育長 宛て

住所　練馬区
保護者氏名
日中連絡先　（　　）　父・母・その他（　　）

フリガナ 児童氏名	生年月日	保育園名	延長保育の利用	障害児保育の利用
	平成・令和 年　月　日		有・無	有・無
	平成・令和 年　月　日		有・無	有・無

（※練馬区から転出する場合） 現保育園の継続通園について	□ 希望する □ 希望しない

退園する方	退園理由	□ 転居、転出のため　〒　― 転居（転出）先住所： 転居（転出）先電話番号：（　　） □ その他　理由
	退園予定日	令和　年　月　日

継続通園希望の方	※ 継続通園をする場合、転出先自治体にて教育・保育給付認定および継続通園の手続が必要になります。**転入手続とともに、必ず転出先の保育園担当部署で手続を行ってください。**	
	〒　― 転居（転出）先住所： 転居（転出）先電話番号：（　　）	
	転出予定日	令和　年　月　日
	練馬区立保育園で延長保育を継続利用している方のみご記入ください。	⇒ 区立保育園での延長保育の継続利用を希望　□ する　□ しない

退園(継続通園)届の提出に当たり、下記の事項に同意します。

【退園する場合】(確認の上、☑してください。)

- □ 提出した退園届の取下げはできないことを了承します。
- □ 利用の有無にかかわらず、この届を提出した月までの保育料がかかる場合があります。
- □ 練馬区内の他園への変更（転園）の申込みをされている場合、その申請が無効となります。

【継続通園する場合】(確認の上、☑してください。)

- □ ３歳児から５歳児クラスの方が継続通園する場合、転出先自治体の取扱いにより食事の提供に要する費用が徴収されることがあります。

【区立保育園記入欄】

保育園受付 年月日	令和　年　月　日	保育園長 の確認	

※ 退園届は速やかに、保育課（窓口・郵送）またはお近くの総合福祉事務所相談係へご提出ください。
（区立保育園に通っている場合は、通園している保育園へのご提出も可能です。）

［問合せ先］
練馬区保育課保育認定係
電話　03-5984-1479